

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和5年度第3回松阪市特別職報酬等審議会
2. 開 催 日 時	令和6年2月15日(木) 午後1時30分~午後2時00分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟2階 第3委員会室
4. 出席者氏名	(委 員) 岩崎恭彦(会長)、山本清己、庄司愛、先浦宏紀、砂子美由紀 (事務局) 総務部長 池田 肇、総務部人事・行政担当参事 三木敦、職員課長 上西伸幸、職員課給与厚生係長 高山剛将、職員課給与厚生係 宮間知里
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0人
7. 担 当	松阪市総務部職員課 TEL 0598-53-4327 FAX 0598-26-4030 e-mail syo.div@city.matsusaka.mie.jp

事項

1. 議事
答申(案)について
2. その他

議事録
別紙

令和5年度第3回特別職報酬等審議会議事録

令和6年2月15日 午後1時30分
市役所議会棟2階第3委員会室

【出席委員】岩崎会長、山本委員、庄司委員、先浦委員、砂子委員

【事務局】池田総務部長、三木人事・行政担当参事、上西職員課長、高山給与厚生係長、宮間係員

【議事録】

（事務局：上西）本日はご多忙の中、お集まりありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより第3回松阪市特別職報酬等審議会を開催させていただきます。なお本日の出席委員は8名中5名で委員の過半数の出席がありますので、本審議会条例第5条第2項の規定により本会議が成立していることを報告いたします。それでは、議事進行につきまして、会長にお願いします。

（会長）皆様、こんにちは。第3回の審議会を迎えました。第1回の審議会においては、引上げという大きな方向性について、皆様に意見をまとめていただき、前回はその引上げ幅をどうするかという大変難しい議題について審議いただき、一定の方向性を取りまとめていただきました。本日は、それを踏まえた答申案についてのご審議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。それでは早速議事に入りたいと思っております。答申案について、事務局から説明をお願いいたします。

（事務局：上西）それでは答申の案について、朗読いたします。

『特別職の報酬等の額について（答申）案。令和6年1月30日に諮問のあった議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額については、期末手当の支給率も含めて慎重に審議を重ねた結果、次のとおり改定することが適切であるとの結論に達しましたので、別紙審議経過を付して答申します。1. 議員の報酬の月額。議長564,000円、現行からプラス6,000円。副議長503,000円、プラス5,000円。議員445,000円、プラス5,000円。2. 市長、副市長及び教育長の給料の月額。市長1,004,000円、現行からプラス11,000円。副市長778,000円、プラス8,000円。教育長674,000円、プラス7,000円。3. 期末手当の支給率。議長、副議長、議員は3.4月、現行からプラス0.1月。市長、副市長、教育長は4.5月、現行からプラス0.1月。4. 改定時期。令和6年4月1日。』

また、審議経過案について朗読いたします。

『審議会の審議経過（案）。当審議会では、市長からの諮問の趣旨を踏まえ、市財政の現状、県内各市及び類似団体の市長等の給料並びに議員報酬の状況、議員活動の状況、これまでの特別職報酬の改正経過等を判断材料とし、現下の社会経済情勢も認識した上で、特別職の職務への対価として、現行の「議会の議員の報酬の額」並びに「市長、副市長及び教育長（以下「市長等」という。）の給料の額」が適正かどうかの審議を行った。

審議は3回に及び、第1回では、事務局から資料の説明を受けるとともに、委員である株式会社三十三総研調査部主席研究員から地域経済の動向についての説明を受け、それらに対する質疑応答を行った。質疑ののち、市長等の給料の額及び議員の報酬の額について、各委員が考える大まかな方向性を確認したところ、世の中の情勢や長きにわたり改正が行われていないことなどを理由に、全委員が引上げの方向性を示した。引上げ幅については次回以降、たたき台などの資料をベースに議論していくこととした。

第2回では、市長等の給料の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の給料額をどのように考えるか、現在の松阪市の財政状況や地域経済の動向をどのように考えるか、また、民間給与との較差に基づく給与改定という点においては人事院勧告の動向も注視することが重要であることから、令和5年人事院勧告なども考慮した上で、引き上げることの妥当性、さらには引上げ幅についてさらに深く議論した。

市長等の給料額については、人口が10万人を超える県内6都市や類似団体と比較して低水準に位置している事実は全委員が共通の認識として持つところであり、本市の規模や行政運営にかかる職責に見合うよう引き上げるべきという方向性を改めて確認した。

議員の報酬に関しても、他市町で問題となっている“なり手不足”との関連性について問題意識を持ちつつ、市長等と同様に引上げを望む意見が大半を占めた。

市の財政状況については、合併特例事業債を活用した未来投資基金に対する起債の借入・償還があるものの、ここ数年、総じて堅調な運営が保たれているとの見方がなされた。

地域の経済状況についても、物価高や世界経済など不透明感を増すような状況にありながらも、一部には景気持ち直しの動きもみられ、令和5年上半期の松阪地域の景況に着目すると、改善率が三重県の平均を上回る状況にある。

令和5年の人事院勧告については、約30年ぶりの大きな開きがあった官民較差を解消すべく、過去5年の平均と比べると約10倍にあたる大幅なベースアップが図られ、国家公務員の平均改定率を引上げ幅の参考とすべきといった意見が複数の委員から挙げられた。

これらの事情を総合的に勘案し、市長等の給料の額については、引き上げることが妥当であるという意見で一致した。

なお、引上げ幅については、人事院勧告の動向を基準としながら、市長等の給料や議員の報酬が平成27年4月を最後に改定していないことを理由に、平成27年度から令和5年までの官民較差や国家公務員の一般職の平均改定率の推移を相当期間に渡って勘案するという考え方と、過去から見て特に変動の大きい令和5年の一般職や指定職の平均改定率に着目するといった大きく2つの考え方について議論した。

その際、当審議会が平成27年度から今年度まで毎年開催され、その都度十分な審議を経て答申していることから、過去を精算するような考え方と矛盾が生じることを指摘する意見が複数委員からあり、引上げ幅の大きな考え方については令和5年の国家公務員の平均改定率を基準とすることとした。

その中においては、市内の中小企業や市民感情にも配慮すべきといった意見から指定職の平均改定率を参考とする考え方があるつつも、賃金の引上げが消費につながり生産活動がさらに活発になっていく“経済の好循環”を期待した賃上げの動きが今後も見込まれることを指摘する意見や、県内他市等との均衡を重視すべきといった意見が複数の委員からあり、最終的には人事院勧告の国家公務員の一般職の平均改定率1.1%に沿った水準にすべきという結論に達した。

次に、議員の報酬の額について、県内各市や類似団体と比較して現在の報酬額をどのように考えるか、議員の職務、職責についてどう考えるか、市の財政状況や地域経済の動向、人事院勧告等を考慮した上で、報酬額を改定する必要があるのかを議論した。

議員の報酬についても、他市との比較において市長等よりもさらに低い水準にあるという認識を全委員が持ち、引き上げることが妥当であるという意見で一致した。引上げ幅については、市長等と切り離して考える特段の事情もなく、人事院勧告の国家公務員の一般職の平均改定率1.1%に沿った水準にすべきという結論に達した。

最後に、市長等及び議員の期末手当の支給率（月数）について審議を行ったところ、全ての委員が引き上げるべきとし、その引上げ幅については、例年参考としている人事院勧告における国家公務員の一般職及び指定職の支給率に準じることが妥当であるとの意見でまとまった。よって、市長等の支

給率は、人事院勧告の国家公務員の一般職の支給率に準じて現行から0.1月引き上げた4.5月分とすることが妥当であり、議員の支給率についても、指定職の支給率に準じて現行から0.1月引き上げた3.4月分とすることが妥当であるという結論に達した。

以上のような審議の結果、市長等の給料額及び議員の報酬額については1.1%引き上げ、また、市長等及び議員の期末手当の支給率については0.1月分引き上げ、令和6年4月1日から適用することが妥当であると答申することを、全会一致で決定したものである。

なお、本答申書の内容については、第3回において委員全員が確認して作成を行ったものであることを付け加える。』

以上でございます。本日の審議といたしましては、この答申案の語句や言い回しなどについてご意見を伺いたいと思います。なお、本日欠席の委員におかれましては、事前に答申案をお送りしていますが、意見などは頂戴しておりません。

(会長)ありがとうございます。それでは、答申案と審議経過案について、内容に加えて、語句や言い回しなど、詳細なところについてもご審議いただいて、本日確定とさせていただきます。ご意見ございましたらお願いいたします。

意見なし

(会長)私から1点ほど。審議経過案の2ページ目、平成27“年度”から令和5“年”までの官民較差や、という部分ですが、人事院勧告のことを指しますので暦年に統一しておいてください。

(事務局：高山)承知しました。また、審議経過案の最終ページですが、以上のような審議の結果、市長等の給料額及び議員の報酬額については、1.1%引き上げ、と表現いたしましたが、答申案のように具体的な金額を示したほうがよいのでは、という感じでした。期末手当の支給率についても、0.1月分引き上げ、〇.〇月とする、という具体的な月数を示す形で。ご意見いただければと思います。

(会長)1.1%引き上げ、だけの表現ですと、例えば千円未満の端数などどうするのかということにもなります。審議の中では、引上げ率と合わせて具体的な金額を議論いただきましたので、その金額を記載したほうがより正確な記載と言えらと思います。従いまして、事務局から提案いただいたように金額を記載する形で改めたいと思います。

(事務局：高山)ありがとうございます。それでは、1.1%程度引き上げ、市長について何円、副市長については、何円という形で記載いたします。

(会長)それでは、2点ほどの修正を以て、答申案、審議経過案を確定させたいと思います。答申日についてはいつになりますでしょうか。

(事務局：高山)竹上市長に答申書を手渡す日として、2月21日を予定しております。

(会長)では、本日、全体を通して、また、3回に渡る審議会を通じて、皆様からご意見や提案などございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

意見なし

(会長)では、来年度の審議会が開催された場合の仮定の話ではありますが、今年の人事院勧告についても、今春の民間企業の賃上げを背景として、引上げの勧告が出るのではないかと予想されます。今回は、県内他市の審議会の開催状況でありますとか、答申の内容に加えて、それ以外の報酬審が開催された都市の審議経過であるとか結論などを資料として提供いただきましたが、来年度、審議会が開催されるならば、同じような資料をご用意いただくのがよいかと思います。大変な作業だとは思いますが、事務局でご準備いただきますようお願いいたします。

では、答申案に関する審議を終えましたので、進行を事務局にお返しします。

(事務局：上西)ご議論ありがとうございました。答申の内容については、本日のご意見をもとに事務局で手直しさせていただき、2月21日水曜日に会長代理から竹上市長に提出いただく予定としています。また、今回を含めた全3回の議事録につきましては、準備が整い次第、松阪市のホームページで公表いたしますので、予めご了承ください。

(池田総務部長)今回、お忙しい中ではありましたが、3回に渡りしっかりとご議論いただき、答申をまとめ上げていただきましたこと、感謝申し上げます。

諮問には含まれていない旅費の改正の件につきましても、皆様、同意いただけたというところで、大変こころ強く感じています。ありがとうございました。

(事務局：上西)これにて、審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上